⑺　ＲＭＳ検波機能を有するスペクトル分析器は、サンプル速度が10Mサンプル／ｓ以上のものを用いる。

⑻　４⑴イの注２において、分解能帯域幅換算値を算出する際に用いる３MHzの値は、標準信号発生器等から無変調搬送波を入力し、スペクトル分析器管面の電力最大点から３dB減衰した帯域幅として算出した値を、分解能帯域幅３MHzの実測値として用いる。ただし、実測値が３MHz±10%以内のスペクトル分析器を用いる。

⑼　４⑵イからオまでの試験方法において規格値を超える発射が多く疑義を生じる場合は、４⑵カの測定方法を用いることができる。

⑽　５⑷で記載する23.60GHzから24.00GHzまでの範囲の平均電力及び尖頭電力は、八の項の測定項目で用いる。

⑾　２⑶及び⑷において、チャープレーダー等の場合であって、測定の取りこぼしが懸念される場合は、スペクトル分析器の掃引時間を変えて、波形の変動がなくなるまで測定する。

⑿　４⑴イにおいて、スペクトル分析器の設定を２⑷としているが、次の条件を満足するスペクトル分析器を用いる場合は、分解能帯域幅を広くして測定することができる。

ア　試験用に標準信号発生器等からパルス変調波を入力し、20log（測定に用いる分解能帯域幅／３MHz）の計算値に対して、分解能帯域幅３MHz及び測定に用いる分解能帯域幅でのパルス変調波の測定値（注６）の差が±0.5dB以内であること。

イ　ビデオ帯域幅を分解能帯域幅の３倍以上に設定できること。この場合は、振幅測定値に、注７の分解能帯域幅換算値を加えた値を測定値とする。

注１　試験機器の送信信号が連続で、１MHzの帯域幅における電力変動の周期が１msより十分に短く、測定値に与える影響が無視できる場合は、１msを超える時間平均とすることができる。

注２　・50MHz帯域幅当たりの尖頭電力＝「振幅測定値」＋「分解能帯域幅換算値」
・（分解能帯域幅換算値dB）＝20log((50MHz）／（３MHz))
なお、分解能帯域幅の値は実測した値を用いることとし、詳細は６に示す。

注３　・50MHz帯域幅当たりの尖頭電力＝「分解能帯域幅３MHzの振幅測定値」＋「分解能帯域幅補正値」
・（分解能帯域幅補正値dB）＝「分解能帯域幅３MHzの測定値」－「分解能帯域幅100kHzの測定値」

注４　規格値とは、検波モードをポジティブピークとして探索するが、当該値が技術基準に規定する空中線電力の平均電力の許容値を超えない値をいう。

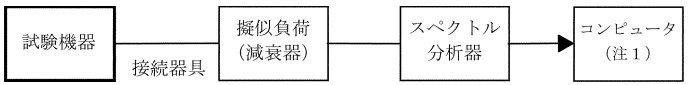
注５　規格値を超える周波数が広帯域に連続的に分布する場合は、最大値及び任意の５点の周波数で４⑵ウの測定を行う。同様に規格値を超える周波数が離散的に分布し６点以上の場合は、最大値及び値の大きい順に５点の周波数を求め、４⑵ウの測定を行う。

注６　パルス変調波の測定値＝20log((測定に用いる分解能帯域幅での測定値）／（分解能帯域幅３MHzの測定値))

注７　（分解能帯域幅換算値dB）＝20log((50MHz）／（測定に用いる分解能帯域幅))
なお、６⑿アにおいてパルス変調波の測定値が計算値より低くなる場合は、その差（dB）分解能帯域幅換算値に加える。

五　副次的に発する電波等の限度

１　測定系統図



２　測定器の設定等

⑴　測定対象が低レベルであるため、低雑音増幅器を用いるか又は低雑音増幅器内蔵型のスペクトル分析器を用い、擬似負荷（減衰器）の減衰量を最低限とする。

⑵　副次的に発する電波の探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	（注２）
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定確度が保証される最小時間（注３）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

⑶　副次的に発する電波の振幅測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	⑵で検出した周波数
掃引周波数	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定確度が保証される最小時間
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　送信を停止し、受信のみの状態とする。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、30MHzから58GHzまで掃引（十分なデータ点数を有しないスペクトル分析器を用いる場合は、帯域を分割して掃引）して副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　検出した結果が九の項の規定値以下の場合は、検出した値を測定値とする。

⑶　検出した副次発射の振幅値が九の項の規定値を超えた場合は、当該許容値を超えた周波数ごとにスペクトル分析器の周波数の確度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzと順次狭くして、その副次発射周波数を正確に求める。

⑷　⑶において許容値を超えた周波数を中心周波数として、スペクトル分析器を２⑶とし、分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を３MHzとして掃引し、最大値を測定値とする。

⑸　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに測定する。

５　試験結果の記載方法

⑴　技術基準が異なる帯域ごとに副次発射の最大値の１波をdBm／MHz単位で、周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値において、各周波数ごとの総和をdBm／MHz単位で周波数とともに記載するほか、参考としてそれぞれの空中線ごとに最大の１波をdBm／MHz単位で周波数とともに記載する。